

生活衛生

とうきょう



東京都生活衛生営業指導センターは、
生衛業の皆様をサポートします。

Licensed by TOKYO TOWER

新型コロナウイルス感染症の特集チラシ(経営・融資等相談)が折り込まれています
(必ず最新情報のご確認をお願いいたします)

令和2年度予算及び事業計画(概要)

(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)

当指導センターの令和2年度事業計画及び予算が、令和2年3月17日(火)開催の理事会で承認されました。主な事業及び予算は以下のとおりです。

1 国庫補助対象事業

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 相談指導事業 | 予算額 [6,692千円] |
| ① 相談室運営事業 | |
| ② 相談指導顧問設置事業 | |
| ③ 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業 | |
| ④ 相談支援連絡協議会事業 | |
| (2) 情報化整備事業 | 予算額 [1,708千円] |
| (3) 後継者育成支援事業 | 予算額 [1,924千円] |
| (4) 健康・福祉対策推進事業 | 予算額 [10,438千円] |
| ① 健康入浴推進員養成講習会事業 | |
| ② 生衛業地域生活支援事業 | |
| ③ 新型インフルエンザ等感染症対策等事業 | |
| ④ 外国人対応支援事業 | |



2 東京都単独補助事業

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 生活衛生関係営業連携事業 | 予算額 [10,366千円] |
| ① 異業種連携事業の推進 | |
| ② 都民との連携支援補助事業 | |
| (2) 生活衛生関係営業経営改善推進事業 | 予算額 [13,928千円] |
| ① 経営改善支援事業 | |
| ② パソコン講習会 | |
| ③ パソコン出張サポート | |
| ④ 情報発信強化 | |

3 受託等事業

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 推薦書発行事業 | 予算額 [2,233千円] |
| (2) 景気動向等及び経営状況調査事業 | 予算額 [1,400千円] |
| (3) 標準営業約款事業 | 予算額 [2,263千円] |
| (4) クリーニング師研修等事業 | 予算額 [4,395千円] |
| (5) 衛生水準の確保・向上事業 | 予算額 [2,771千円] |
| (6) 生産性向上推進事業(新規) | 予算額 [700千円] |
| (7) 受動喫煙防止対策事業(新規) | 予算額 [300千円] |

4 一般事業

- | | |
|----------|---------------|
| (1) 広報事業 | 予算額 [6,166千円] |
|----------|---------------|



衛生水準の確保・向上事業推進会議を開催

令和2年2月7日(金)主婦会館プラザエフにおいて、令和元年度第2回衛生水準の確保・向上事業推進会議を開催しました。

会議は推進会議委員の16組合理事長(代理出席含む)、風間日本政策金融公庫国民生活事業本部東京地区統轄及び遠山指導センター専務理事が出席し、去る8月28日に採択された年度の行動計画に基づいて実施した事業報告を指導センター及び各組合が行い、事業評価を行いました。

実施報告では、組合員加入促進のための組合加入体験キャンペーンの実施、後継者育成のための婚活を開催、広報活動ではSNSの活用など、各組合が独自に取り組んだ組合基盤強化施策が報告され、評価されました。

今後の課題として、組合員減少の歯止め、後継者育成やインバウンド対応等組合間で共通する問題もあり、引き続き各組合間で連携を図って行動していくことも必要であるとの提案がなされました。

最後に全国生活衛生指導センターの岩瀬事業振興部長から昨年の年末に実施した「生衛組合活動実態調査」について解説があり、今後の組合活動の進め方の参考となりました。



生衛業地域生活支援事業講習会を開催

生衛業地域生活支援事業は、今年度から2年間の予定で大田区で実施しています。令和2年1月29日(水)、大田区社会福祉協議会において講習会を開催しました。

第一部「学ぼう!認知症サポーター養成講座」では、認知症予防や接するときの心構え、介護の基本などを学び、第二部「体験!高齢者疑似体験」では、高齢者の不自由さを疑似体験し、高齢者の立場にたった、やさしい接し方を学びました。

本講習会を通じた業種間の交流や疑似体験により、地域住民の生活に極めて身近で深い関係にある生衛業が、高齢者や障害者等に適切な福祉サービスを提供する地域の一員として、一層の意識向上につながりました。



消費者懇談会を開催

令和2年2月5日(水)指導センターにおいて、今年度で13回目となる消費者懇談会を開催しました。

最初に、飲食業関係9組合理事長から、利用者向けのパンフレットなどを用いながら各組合で取り組んでいる様々な事業や課題について説明をいただきました。

次に、東京都福祉保健局から受動喫煙防止対策、新型コロナウイルスの発生、介護予防・フレイル予防への取り組みを、また、東京都消費生活総合センターからは同センターに寄せられた、飲食業関係の苦情や相談内容などの説明がありました。

その後、消費者団体の委員の皆様と懇談が行われ、食中毒防止や衛生面での安全確保のため、保健所などを通じた同業組合への加入促進が必要である。また、受動喫煙防止対策では、業態別に喫煙率の違いがあり一律に規制するのは困難だが、ステッカーの掲示では一定の成果があり安心して利用できるなどの貴重な意見がありました。

今後とも、こうした御意見を参考に都民が安心して利用できるよう業界・組合としても一層のサービス向上に努めていくことが重要であることを改めて共有できた懇談会となりました。

来年度は、サービス環境関係の組合との懇談会を予定しています。



映画部/事業部/不動産部

21世紀の
ドキドキ・ワクワクが私達の仕事です。

大蔵映画株式会社

本社 〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-15(目黒西口ビル) TEL 03-3493-6115 (代表)
関東支社 〒104-0061 東京都中央区銀座5-3-12(豊春館ビル) TEL 03-3573-5566 (代表)

アイフィスは

**あなたの店づくり・評判づくりの
お手伝いをいたします**

株式会社アイフィス

〒112-0005 東京都文京区水道2-10-13
TEL 03-5395-1201 FAX 03-5395-1206
[HP] <http://www.ifys.co.jp> [e-mail] info@ifys.co.jp 担当: 小原好春

センターからのお役立ち情報

令和2年度 クリーニング師研修・業務従事者講習開催予定表

利用者・消費者の利益擁護などを目的としたクリーニング業法により、クリーニング師、業務従事者の受講が義務付けされています。研修・講習は、理解しやすいように内容を工夫していますので、該当する方は忘れずに受講してください。

【クリーニング師研修】

	開催日	区分	会場
1	2年8月23日(日)	継続	日本クリーニングセンター(飯田橋)
2	2年11月1日(日)	継続	日本クリーニングセンター(飯田橋)
3	2年11月15日(日)	新規・特管物	日本クリーニングセンター(飯田橋)
4	3年1月24日(日)	継続	トヨタドライビングスクール東京(立川)
5	3年3月3日(水)	新規	日本クリーニングセンター(飯田橋)

【業務従事者講習】

	開催日	区分	会場
1	2年7月17日(金)	新規	日本クリーニングセンター(飯田橋)
2	2年9月13日(日)	新規	日本クリーニングセンター(飯田橋)
3	2年9月27日(日)	新規	日本クリーニングセンター(飯田橋)
4	2年10月4日(日)	新規	日本クリーニングセンター(飯田橋)
5	2年10月14日(水)	新規	日本クリーニングセンター(飯田橋)
6	2年10月25日(日)	継続	トヨタドライビングスクール東京(立川)
7	2年11月29日(日)	新規	トヨタドライビングスクール東京(立川)
8	2年12月10日(木)	継続	日本クリーニングセンター(飯田橋)
9	2年12月17日(木)	新規	日本クリーニングセンター(飯田橋)
10	2年12月24日(木)	継続	日本クリーニングセンター(飯田橋)
11	3年1月17日(日)	新規	日本クリーニングセンター(飯田橋)
12	3年1月31日(日)	新規	日本クリーニングセンター(飯田橋)
13	3年2月14日(日)	継続	日本クリーニングセンター(飯田橋)
14	3年2月21日(日)	新規	日本クリーニングセンター(飯田橋)

(注)

- 区分欄の(継続)表示は、継続受講者対象の研修・講習です。対象者は、前回受講日が、平成29年4月以降に受講した方です。研修・講習時間は、午後1時から午後3時40分までの2時間40分を予定しています。
- 区分欄の(新規)表示は、新規受講者対象の研修・講習です。対象者は、前回受講日が、平成29年3月以前に受講した方、開設後一度も受講したことのない施設です。研修・講習時間は、午後1時から午後5時までの4時間を予定しています。
- 区分欄(特管物)表示は、特別産業廃棄物管理責任者講習です。対象者は、特別産業廃棄物管理責任者講習を一度も受講したことのないクリーニング所のクリーニング師の方(限定)です。講習時間は、午前10時から午前12時までの2時間です。
- 都合により、日程・会場の変更や追加開催することがあります。

公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター 電話 03-3445-8751 FAX 03-3445-8753

東京都生活衛生同業組合の皆様へ

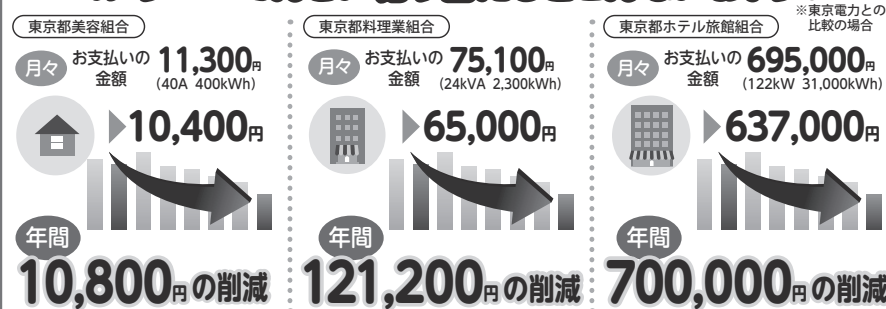
ミツウロコでんき

全国生活衛生同業組合中央会の推薦を頂き、全国17業種の組合でミツウロコでんきを展開しております。

東京都生活衛生同業組合契約数は、2,158メーター(2020年1月現在)がミツウロコでんきに切り替っております。

電気料金見直してコスト削減!

ミツウロコでんきに切り替えるとこんなにおトク!



気になる疑問におこたえします!

- 切り替えることによって停電が増えたりはしません!
- 品質は変わりません!
- 契約期間の縛りや違約金、解約金もありません!
- 検針伝票を用意していただき、お申込書にサインしていただくだけでOKです!



お問い合わせ先

ミツウロコでんき
専用窓口

フリーコール 0120-983-037

〈受付時間〉

月~土 9:00~17:00
(日・祝祭日を除く)

センターからのお役立ち情報

令和2年度 生衛業のためのパソコン講習会(入門・基礎)ご案内

あなたにあった講座はありますか(?_?)



各講座日曜日も開講

パソコン・タブレットは
お一人に1台ご用意します

受講料はテキスト代のみ(先着順)

詳しい内容は、下記
「指導センターホームページ」
をご覧ください。

【講習会実施者】富士通エフ・オー・エム(株)

会場 港区海岸1-16-1

(ニューピア竹芝サウスタワー14階)

アクセス 新交通ゆりかもめ 竹芝駅から徒歩1分

JR 浜松町駅(北口)から徒歩8分

都営地下鉄大江戸線 大門駅(B2出口)
から徒歩8分

【講習時間】午前9時30分～午後4時30分

講 座 名	定員	コース 番号	開催日	申込締切日	受講料
ここから始める！ パソコン入門コース Windows10編	14名	①	5月31日（日）	5月13日（水）	1,300円
		②	6月2日（火）		1,300円
ワード基礎コース 【Word 2013】		③	6月14日（日）	5月27日（水）	1,300円
		④	6月16日（火）		1,300円
エクセル基礎コース 【Excel 2013】	14名	⑤	6月21日（日）	6月3日（水）	1,300円
		⑥	6月22日（月）		1,300円
		⑦	6月23日（火）		1,300円
今から始めるタブレット 【iPad iOS10対応】	10名	⑧	6月28日（日）	6月10日（水）	1,280円
		⑨	6月30日（火）		1,280円

【申込方法】ホームページに掲載の「受講申込書」をご記入の上、所属の各組合にFAXでお申し込みください。

(注)中級者向けの、デジタル写真コース(Word)、ポップ・チラシコース(Word)、図表・写真コース(パワーポイント)、はがき・案内状コース(Word・エクセル)は、11月以降に開講予定です。

(講習会についての問い合わせ先)

公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター

☎ 03-3445-8751 (HP) <http://www.seiei.or.jp/tokyo/>

「生活衛生関係営業のための生活衛生ハンドブック 改訂版」を発行しました。



当指導センターでは、生衛業の感染症予防の取組を推進するため感染症対策検討会を設置しています。令和元年度の取り組みの一つとして、平成25年度に作成した「生活衛生ハンドブック」を6年ぶりに見直し、改訂版を発行することとしました。

改訂にあたっては、生衛業の生活衛生分野の最新の衛生管理を盛り込むこととし、さらにそのポイントをコンパクトにまとめました。また、リスクマネジメントの考え方を踏まえ、「ヒヤリ」「ハット」のリスク

部分を正しく認識するためのツールとして、施設・設備などの「生活衛生管理計画表」のチェックシートを添付しました。これらを参考に生活衛生管理計画を作成・実施し、結果を記録・確認し、実施結果を見直し改善策を検討する、いわゆるPDCAサイクル手法による「衛生管理の見える化」を進めるための手引書となるようにしました。是非ご一読いただき、お店の実情を踏まえながら積極的にご活用ください。

令和元年度 感染症対策講習会の報告書を発行しました。



令和元年10月29日(火)にプラザエフ主婦会館において実施した感染症対策講習会の報告書を作成しました。講習会で講義いただいた内容は次のとおりです。

第1部:『学ぼう!「輸入感染症の基礎知識と予防対策の基本」～オリンピック・パラリンピックと感染症～』

第2部:『これからの食中毒対策!! 学ぼう!「HACCPを取り入れた衛生管理のポイント」』

当日、受講できなかった方も是非ご一読いただき、今後の感染症対策にお役立てください。

【上記改訂版及び報告書の配布場所】

当指導センター又は各組合に。また、当指導センターのHPからご覧いただけます。

組合だより



生活衛生同業組合へ 加入しましょう!

どなたでも加入することができ、次のような様々なメリットがあります。

◆特別金利の融資

日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます。

◆賠償保険の安い保険料(掛金)

各種共済や保険制度に、一般より10%~20%程度の安い掛金で加入できます。

◆経営に必要な情報の入手

◆講習会、研修会等に無料で参加

◆無料相談(経営、税務、法律、衛生管理など)

◆その他各業の個別特典

●日本音楽著作権協会のカラオケ著作権使用料優遇措置(20%割引)

●NHK受信料の大幅割引

●クレジットカード手数料率の優遇

(注) 個別特典は、すべての組合にあてはまるものではありません。

組合加入に関するお問い合わせは都内の各生活衛生同業組合へ

組 合 名	TEL
東京都鮎商生活衛生同業組合	03-6633-0720
東京都麺類生活衛生同業組合	03-3262-5206
東京都中華料理生活衛生同業組合	03-3872-0811
東京都社交飲食業生活衛生同業組合	03-3369-0121
東京都料理生活衛生同業組合	03-6661-6342
東京都飲食業生活衛生同業組合	03-3541-6619
東京都喫茶飲食生活衛生同業組合	03-5603-1011
東京都食鳥肉販売業生活衛生同業組合	03-3876-1850

組 合 名	TEL
東京都冰雪販売業生活衛生同業組合	03-3251-4865
東京都理容生活衛生同業組合	03-3954-8291
東京都美容生活衛生同業組合	03-3370-2131
東京都興行生活衛生同業組合	03-5408-5446
東京都ホテル旅館生活衛生同業組合	03-3262-4376
東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合	03-3341-2743
東京都公衆浴場業生活衛生同業組合	03-5687-2641
東京都クリーニング生活衛生同業組合	03-3813-4251

蔵 則
KURAMAE
SUGAWARA PRINTING

少部数でも
印刷可能
分注作業

急ぎの印刷
承ります

菅原印刷株式会社

〒111-0051
東京都台東区
蔵前3-15-1
エスピービル

TEL 03-5687-2211(代)
FAX 03-5687-2310

お客様の
大切な声を
キレイな印刷物に――

チラシ・パンフ・会社案内・書籍などの総合印刷
ダイヤ印刷株式会社

〒101-0021
東京都千代田区外神田6-11-10 西岡第2ビル
TEL.(03)5817-3351 FAX.(03)5817-3350

HAPPO-EN
OMOTENASHI RESORT
HAPPO-EN.com

■ 結婚式 ■ パーティ ■ 宴会 ■ お茶室「夢庵」 ■ カフェ「スラッシュカフェ」

〒108-8631 東京都港区白金台1-1-1 TEL:03-3443-3111(代表)
地下鉄南北線・三田線白金台駅 2番出口より徒歩1分

パーティ・セミナー・イベントスペース 様々なシーンに
Tel:03-3746-7711 (法人営業課)
〒107-8507 東京都港区元赤坂 2-2-23

Ceremony & Party
明治記念館

東京都からのお知らせ

改正食品衛生法に基づく「HACCP制度化」が
本年6月1日(完全施行は令和3年6月1日)から施行されます!

～原則すべての食品事業者に「HACCPに沿った衛生管理」が求められます。～

●HACCPに沿った衛生管理の義務化について

平成30年6月に食品衛生法が改正され、今後、原則すべての食品事業者に、「HACCPに沿った衛生管理」の実施が求められることになりました。

HACCPに沿った衛生管理の土台となる「衛生管理運営基準」は、食品事業者が遵守すべき、施設や食品取扱いのための衛生管理の基準として、これまで厚生労働省が自治体あてにガイドラインを示し、それを参考に、全国自治体が条例等に規定していました。都においても、現在、「公衆衛生上講ずべき措置の基準」として食品衛生法施行条例に規定しています。

今後は、今回の食品衛生法の改正により、原則すべての事業者が、国の省令に規定された「衛生管理運営基準」の適用を受け、「HACCPに沿った衛生管理（「コーデックスのHACCPの原則に基づく衛生管理」または「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」のいずれか）を実施しなければなりません。その中で、飲食店営業や従業員50人未満の小規模事業者等は、「コーデックスのHACCPの原則に基づく衛生管理」ではなく、厚生労働省の助言のもと各食品関係団体が作成した「手引書」を参考に「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を行うこととされました。

「HACCPに沿った衛生管理」の実施については、令和2年6月1日から施行されますが、1年間の準備期間が設けられており、完全施行は令和3年6月1日となっております。

国は、食品事業者の取組を支援するため、各食品関係団体が作成した「手引書」を国のホームページで公表しています。各食品事業者は、令和3年6月1日の完全施行前までには、自分の施設の取り扱い食品の実態にあった手引書を参考に、「衛生管理計画」を作成する必要があります。

※手引書については、以下の厚生労働省HPをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html

公財) 全国生活衛生営業指導センター 賛助会員
公財) 東京都生活衛生営業指導センター 賛助会員

アフラック募集代理店
株式会社
ユニバーサルファミリー
〒164-0012
中野区本町 2-46-2
中野坂上セントラルビル1階
フリーダイヤル
0120-12-6561

**がんの治療に幅広く
対応した、アフラック
のがん保険。**

生きるための
がん保険
Days1

がんを罹患された方へ

生きるための
がん保険
寄りそうDays

いちばんダック

●営業許可等について

今回の食品衛生法の改正により、営業許可業種の見直しが行われるとともに、新たに法の規定として届出業種が創設されました。

令和3年6月1日施行により、従来の34の法許可業種が、32業種に整理されるとともに、単一許可での取り扱いが可能な食品の範囲拡大や、容器包装に入れられた食肉や魚介類の販売業等についての届出制度が新設され、これまでのように一施設で取扱い食品に合わせて複数の許可を取るのではなく、「1施設、1許可」を原則として運用することが示されました。

許可の要件となる施設基準については、省令により参酌基準として示されたため、この基準に基づき、これまでどおり各自治体が条例により定めることとなります。具体的内容は、条例公布後、各保健所等から周知します。

※食品衛生法改正の詳細は、以下の厚生労働省HPをご覧ください。<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>

問合せ先 福祉保健局健康安全部食品監視課
電話 03-5320-4402

生活衛生関係営業施設数 (令和元年12月末現在)

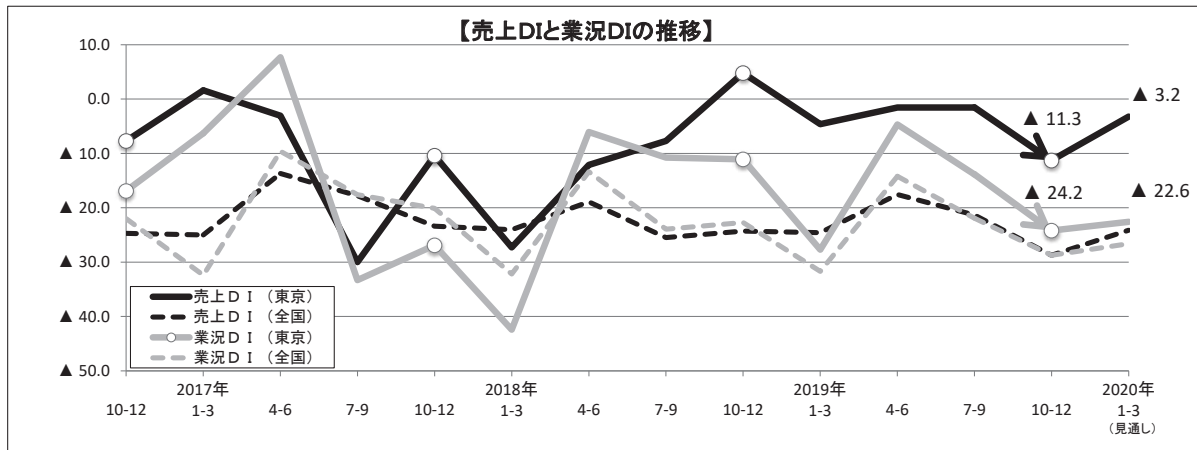
	施設数	備 考
理 容 所	7,960	
美 容 所	23,995	
ク リ ー ニ ン グ 所	3,234	リネン・取次所を除く
興 行 場	457	映画・演劇のみ(多目的・スポーツ・その他、仮設除く)
旅 館 ・ ホ テ ル	3,065	
簡 易 宿 所	1,365	
普 通 公 衆 浴 場	522	銭湯のみ(うち公営銭湯1を除く)
飲 食 店 (中華料理店を含む)	139,891	
喫 茶 店	3,147	
す し 店	4,861	
そ ば 店	4,615	
社 交 業	10,030	
食 肉 販 売 店 (食鳥肉販売店を含む)	14,870	
氷 雪 販 売 業	160	

生活衛生関係営業の皆さまへ

「生活衛生関係営業の景気動向等調査結果」と日本公庫の融資のご案内

2019年10～12月期景気動向 ～生活衛生関係営業の景況～

- 売上DI(東京) ▲11.3(前期比9.8ポイント低下、前年同期比16.1ポイント低下)
- 業況DI(東京) ▲24.2(前期比10.4ポイント低下、前年同期比13.1ポイント低下)
- 来期(1～3月期)は、売上DI、業況DIともに上昇する見込み



* 四半期毎。白抜き記号は、各年10～12月期

* 調査時点は、2019年12月上旬

振興事業貸付のご案内

	設備資金	運転資金
ご利用いただける方	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員で、生活衛生関係の事業を営む方	
融資限度額	1億5,000万円～7億2,000万円 (業種によって異なります。)	5,700万円
ご返済期間	20年以内 (お使いみちによって異なります。)	7年以内
うち据置期間	2年以内	2年以内

(注1) 振興事業促進支援融資制度を適用した場合は、適用される利率から0.15%引き下げた利率でご利用いただけます。

(注2) お使いみち、ご返済期間または担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

教育資金のご案内

「国の教育ローン」

お子さまの高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用や、海外留学資金を対象とした公的な融資制度です。



【ご融資額】 お子さま1人あたり350万円以内
(海外留学資金の場合450万円以内)

【ご返済期間】 15年以内

お問い合わせ先 教育ローンコールセンター
0570-008656



ご入学前のまとまった費用の準備が可能

固定金利・長期返済が可能

平成31年1月制度創設40周年



日本政策金融公庫
国民生活事業

理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店の皆様 消費者のお店選びの目安となる「Sマーク」制度に登録しましょう

標準営業約款(Sマーク)



厚生労働大臣認可

区 分	手数料	標識代等	計
新規登録 (3年有効)	6,600円	3,300円	9,900円
再登録 (5年有効)	2,360円	1,300円	3,660円



「Sマーク」って何？

Sマーク登録店は、厚生労働大臣認可の標準営業約款制度に従って営業しているお店です。

このSマークを店頭に表示しているお店なら安全(Safety)・安心(Standard)・清潔(Sanitation)を約束する3つの「S」が保証され、消費者の信頼できるお店選びの大きな目安となります。また、万一の場合、事故賠償基準に基づいた補償も受けられます。さらに、日本政策金融公庫の貸付制度の特別利率が適用され、通常の利率よりも低利で利用できます。

詳しい内容は、当指導センターホームページをご覧ください。

賛助会員加入社一覧

タカラベルモント株式会社
〒107-0052 港区赤坂7-1-19 TEL.3404-1793

株式会社八芳園
〒108-8631 港区白金台1-1-1 TEL.3443-3111

アフラック生命保険株式会社東京総合支社
〒160-0023 新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト17F TEL.3344-1580

日本たばこ産業株式会社東京支社
〒103-8603 墨田区横川1-17-7 TEL.6703-0567

株式会社クロス
〒107-0052 港区赤坂4-3-15 FSK赤坂ビル2F TEL.5573-8756

エコムーパー株式会社
〒169-0074 新宿区北新宿3-9-10 ルナクレスト11F TEL.6425-7231

株式会社ヤマダエコソリューション
〒104-0053 中央区晴海1-8-12 Z棟31F TEL.6219-1813

明治記念館
〒107-8507 港区元赤坂2-2-23 TEL.3403-1171

株式会社アイフィス
〒112-0005 文京区水道2-10-13 TEL.5395-1201

菅原印刷株式会社
〒111-0051 台東区蔵前3-15-1 エスピービル TEL.5687-2211

プラネットワークス株式会社
〒150-0041 渋谷区神南1-5-14三船ビル406 TEL.5728-3576

株式会社ブレインアンドパートナーズ
〒111-0042 台東区寿3-7-11 TEL.3847-7339

株式会社日本トリム東京支社
〒104-0032 中央区八丁堀3-25-7 Daiwa八丁堀駅前ビル4F TEL.3537-1611

株式会社ピュアリンクス
〒104-0032 中央区八丁堀3-8-1栄ビル3F-C TEL.6228-6878

株式会社ユニバーサルファミリー
〒164-0012 中野区本町2-46-2 中野坂上セントラルビル1F TEL.0120-12-9761

大蔵映画株式会社
〒141-0021 品川区上大崎2-24-15 目黒西口ビル10階 TEL.3493-6115

ダイヤ印刷株式会社
〒101-0021 千代田区外神田6-11-10 西岡第2ビル TEL.5817-3351

株式会社夢グループ
〒112-0013 文京区音羽2-10-2 音羽NSビル5F TEL.5395-7503

株式会社ミツウロコヴェッセル
〒104-0031 中央区京橋3-1-1 東京スクエアガーデン TEL.3257-6316

(令和2年3月31日現在)

飲食店の皆様

あなたの お店は大丈夫？



RESTAURANT



健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の
施行に伴い、**2020年4月**から飲食店の
喫煙ルールが変わります



分煙することで
店舗にどんな
メリットがあるの？



分煙に
取り組むために
国や自治体の
助成金はあるの？



分煙したいが、
どんな設備を
導入したら
良いかわからない



たばこに関する
法律や条例の
内容を知りたい

JTでは「分煙コンサルティング」を**無償**で行っております。
お店の喫煙環境についてお気軽にご連絡ください!!

日本たばこ産業株式会社
東京支社 社会環境推進担当

☎ 03-6703-0567
🌐 <http://bun-en.com/consul/>

ひとの
ときを、
想う。 JT

新型コロナウイルス感染症(経営相談)

以下の情報は、令和2年3月23日現在の関係機関のウェブサイトなどからのものとなります。

必ず内閣官房、厚生労働省や東京都など公的機関で発表されている最新情報をご確認ください。

経営悪化・風評被害・資金繰り・経営相談など、どこに相談すればいいの？

東京都産業労働局 中小企業者等特別相談窓口

◆資金繰りに関する相談◆

(電話相談) 東京都産業労働局金融部金融課 03-5320-4877

(平日9時～17時、土曜日・日曜日・祝日の相談は行っておりません。)

※中小企業制度融資の詳細は産業労働局ホームページをご覧ください。



◆経営に関する相談◆

(電話相談) 公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課 03-3251-7881

(平日9時～17時、土曜日・日曜日・祝日の相談は行っておりません。)

(Email相談) sien@tokyo-kosha.or.jp



日本政策金融公庫 新型コロナウイルスに関する特別相談窓口

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた中小企業・小規模事業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談

(お問い合わせ先) 日本政策金融公庫 各支店

(受付時間) (平日9時～17時)

日本政策金融公庫の融資制度は、裏面をご参考ください。

経営等の相談は、関東経済産業局、都内各商工会議所及び商工会連合会、東京信用保証協会等においても、同様の相談を実施しております。

新型コロナウイルスの感染予防には



①正しい手洗い



②咳エチケット



発熱等の風邪の症状が見られるときは、仕事などを休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定し記録してください。

◎東京都 新型コロナコールセンター

感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など、新型コロナウイルス感染症に関する相談

(電話番号) 0570-550571 (日本語・英語・中国語・韓国語対応)

(対応時間) 9時から21時まで(土、日、休日を含む。)

※新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談は、最寄りの保健所でも対応しています。

公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター

〒150-0012 渋谷区広尾5-7-1 東京都広尾庁舎

電話 03-3445-8751 <http://www.seiei.or.jp/tokyo/>

生活衛生関係の事業を営む皆さまへ

～ 新型コロナウイルス感染症に関する融資制度のご案内 ～

○生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付（令和2年3月17日取扱い開始）

ご利用 いただける方	生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 1 最近1か月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少している方 2 業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 （1）過去3か月（最近1か月を含みます。）の平均売上高 （2）令和元年12月の売上高 （3）令和元年10月から12月の平均売上高	
お使いみち	振興計画認定の組合員の方	左記以外の方
	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金
融資限度額	6,000万円（別枠）	
利率（年）（注1、2）	【3,000万円以内（注3）】当初3年間：0.46%、4年目以降：1.36%【3,000万円超】1.36%	
ご返済期間	【設備資金】20年以内（うち据置期間5年以内） 【運転資金】15年以内（うち据置期間5年以内）	【設備資金】20年以内（うち据置期間5年以内）
お申込に 必要な書類	振興計画認定組合の長（注4）が発行する「振興事業に係る資金証明書」	都道府県知事の「推せん書」（借入申込金額が500万円以下の場合は不要です。）

○生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス感染症関連）（令和2年3月17日取扱い開始）

ご利用 いただける方	生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている、生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方であって、次の1および2のいずれにも該当する方 1 生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方	
お使いみち	設備資金および運転資金	
融資限度額	1,000万円（別枠）	
利率（年）（注1）	当初3年間：0.31%（別枠の1,000万円以内）（注5）、4年目以降：1.21%	
ご返済期間	【設備資金】10年以内（うち据置期間4年以内）【運転資金】7年以内（うち据置期間3年以内）	

○新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付（令和2年2月21日～8月31日まで）

ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方であって、次の1および2のいずれにも該当すること 1 次のいずれかに該当し、かつ、今後も売上高減少が見込まれること （1）最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少していること （2）業歴3か月以上1年未満の場合は、最近1か月の売上高が過去3か月（最近1か月を含みます。）の売上高の平均額と比較して10%以上減少していること 2 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること	
お使いみち	一時的な業況悪化により支障を来している生活衛生関係事業者の経営を安定させるために必要な運転資金	
融資限度額	【旅館業】3,000万円（別枠）【飲食店営業および喫茶店営業】1,000万円（別枠）	
利率（年）（注6）	2.16%（振興計画認定の組合員の方は、1.26%）	
ご返済期間	7年以内（うち据置期間2年以内）	
お申込に 必要な書類	「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」のほかに、振興計画認定の組合員の方については、振興計画認定組合の長（注4）が発行する「振興事業に係る資金証明書」	
その他	新創業融資制度および振興事業促進支援融資制度は適用できません。	

（注1）令和2年3月17日時点で適用される利率です（ご返済期間5年の場合）。

（注2）ご返済期間によって異なる利率が適用されます。

（注3）一部の対象者については、当初3年間（3,000万円以内）の利率部分に対して、別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間が実質無利子となる予定です。

（注4）組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。

（注5）当初3年間（別枠1,000万円以内）に適用される利率の適用限度額は、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付における当初3年間（3,000万円以内）に適用される適用限度額に含まれます。

（注6）令和2年3月17日時点で適用される利率です（無担保、ご返済期間5年の場合）。また、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。



日本政策金融公庫
国民生活事業